

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社 L I T A L I C O
代表取締役社長 長谷川 敦弥

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本臨時株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月14日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|----|---------|---|
| 1. | 日 時 | 2020年12月15日（火曜日）午前10時 |
| 2. | 場 所 | 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒G Tタワー20階（会場受付16階） |
| 3. | 目 的 事 項 | |
| | 決 議 事 項 | |
| | 第1号議案 | 当社と株式会社LITALICOメディア&ソリューションズとの株式交換契約承認の件 |
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| | 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額変更の件 |
| | 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| | 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件 |
| | 第7号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| | 第8号議案 | 退任取締役（監査等委員）に対する退職慰労金贈呈の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人とする場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

下記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://litalico.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集通知には記載していません。

【第1号議案関連】

1. 当社と株式会社LITALICOメディア&ソリューションズとの株式交換契約承認の件に記載すべき事項のうち、「株式交換契約書 別紙」及び「株式交換契約書変更覚書 別紙」の内容
2. 「株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ定款」
3. 「株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ設立時貸借対照表」

以 上

(株主様へお願い)

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://litalico.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- ・会場の都合から、ソーシャルディスタンスを維持しつつ、株主様を多数収容することが困難な状況となっております。
- ・当日は、感染症予防の観点から、必要最小限の人員で催行をさせていただきます。
- ・本臨時株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間及び規模を最小化する観点から、当日、議場における議案の詳細な説明、及び、本目的事項に直接関連のないご質問への対応は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類に修正が生じた場合は、同ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社LITALICOメディア&ソリューションズとの株式交換契約承認の件

当社は、2020年9月8日開催の取締役会において、2021年4月1日を効力発生日として、株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ（以下「メディア&ソリューションズ」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、株式の保有関係（100%親子関係）を逆転することを決議し、2020年9月8日付でメディア&ソリューションズとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。また、当社は、上記株式交換契約締結後に生じた、新株予約権発行等の事由を適切に契約内容へと反映すべく、2020年11月17日付で、メディア&ソリューションズとの間で株式交換契約変更覚書（以下、株式交換契約と併せて「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をいただきたく存じます。

なお、本株式交換契約の効力発生は、本臨時株主総会での承認及びメディア&ソリューションズ臨時株主総会での承認を前提としております。

本株式交換の実施により当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様新たに交付されるメディア&ソリューションズ株式につきましては、メディア&ソリューションズが東証一部へのテクニカル上場を申請し、2021年4月1日に上場することを予定しておりますので、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

1. 株式交換の理由

(1) 組織再編制の目的

当社グループは、障害のある当事者に直接届けるサービスとして、『LITALICOワークス』、『LITALICOジュニア』を中心とした当事者向けサービス（これらのサービスについては、国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得ており、当社において「公費事業」と呼んでおります。）を全国的に拡大させてきました。

一方、当社グループでは、公費事業の全国展開に加えて、『LITALICOワンダー』といった一般教育領域のサービスや、障害のある当事者及びそのご家庭向けの情報提供サービス、福祉施設や障害者雇用にかかわる一般企業向けサービス等、障害にかかわるすべての当事者へトータルソリューションを提供することを目的として、『LITALICO発達ナビ』、『LITALICO仕事ナビ』、『LITALICOキャリア』といった各プラットフォーム事業を展開して参りました（以下、これら公費事業以外の事業領域を、「私費事業」といいます。）。

当社グループとしましては、公費事業における出店を引き続き加速させることで安定的な成長を実現する一方で、私費事業を中心にした新規事業の収益貢献力を迅速に高める必要があると考えております。そのためには、新規事業の領域における意思決定の迅速化による事業規模のさらなる拡大を加速化させる必要があり、当社を構成するグループ全体の体制として、公費事業と私費事業における業務執行機能を分離し、私費事業の一層の成長加速を実現するためにグループ体制の再編制を行うことを決定いたしました。

(2) 株式交換という手法選択の理由

上記の目的に向けた組織再編制の方法については、一般的に株式交換のほか、株式移転の手法が検討可能であり、その手段の適否につき慎重に検討いたしました。

まず、本組織再編制の主要な目的は、私費事業を営む事業会社を親会社とする組織再編制であるところ、株式移転の手法では、通常株式移転完全親会社は事業を伴わないホールディングス企業が想定されており、本組織再編制の目的と手法選択が一致していないと判断しております。

そのため、現在すでにプラットフォーム事業を中核事業としているメディア&ソリューションズと当社との親子関係を逆転交換させるとともに、当社で営んでおります、各私費事業をメディア&ソリューションズに承継させる吸収分割等、他の再編制を併せて実行することにより、既存の各事業の継続性と資本関係の再編制を効率的に実現することが出来ると判断いたしました。

以上の理由により、本組織再編制の方法については、メディア&ソリューションズを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換が、本目的に対し最善の手法であると判断しております。

2. 本株式交換契約の内容の概要

株式交換契約書（写）

株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ（以下「甲」という。）及び株式会社LITALICO（以下「乙」という。）は、2020年9月8日付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲商号：株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ

住所：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

乙商号：株式会社LITALICO

住所：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（但し、甲を除く。以下同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に1.00を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.00株の割合をもって、割り当てる。

3. 前二項に従い、甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第3条の2（新株予約権に関する事項）

甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、本割当対象新株予約権者が所有する下表の左欄に記載された乙の新株予約権に代わり、当該新株予約権1個につき当該新株予約権に対応する下表の右欄に記載された甲の新株予約権1個を割当て交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
第 6 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 1 に記載)	第 1 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 1 に記載)
第 7 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 2 に記載)	第 2 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 2 に記載)
第 8 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 3 に記載)	第 3 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 3 に記載)
第 10 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 4 に記載)	第 4 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 4 に記載)
第 11 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 5 に記載)	第 5 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 5 に記載)
第 12 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 6 に記載)	第 6 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 6 に記載)

第 4 条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第 5 条 (効力発生日)

本株式交換が効力を生じる日 (以下「効力発生日」という。) は、2021年4月1日とする。ただし、甲に関するテクニカル上場申請の進捗その他、本株式交換の手續の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条 (株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、株主総会において、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第 7 条 (本契約の変更等)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲の株式に関するテクニカル上場の実現が困難になるなど、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容の変更、履行の中止、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、(i) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定める通知がなされた場合に効力発生日の前日までに第6条第1項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、(ii) 乙において、効力発生日の前日までに、第6条第2項の株主総会決議を得られなかったとき、(iii) 甲の株式上場申請、その他事業継続上必要な官公庁の許可を得られなかったとき、(iv) 前条に従い、株式交換が中止された場合、又は本契約が解除された場合には、本契約は効力を失う。

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がその原本を、甲がその写しをそれぞれ保有する。

2020年9月8日

甲：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ
代表取締役社長 長谷川 敦弥 ⑨

乙：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社LITALICO
代表取締役社長 長谷川 敦弥 ⑨

株式交換契約書変更覚書（写）

株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ（以下「甲」という。）及び株式会社LITALICO（以下「乙」という。）は、2020年9月8日付けで締結した、株式交換契約（以下「本契約」という。）につき、その内容を変更するための覚書（本覚書）を締結する。

第1条（変更事項）

本契約第3条の2及び第8条につき、下記の内容に変更する。

記

第3条の2（新株予約権に関する事項）

甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、本割当対象新株予約権者が所有する下表の左欄に記載された乙の新株予約権に代わり、当該新株予約権1個につき当該新株予約権に対応する下表の右欄に記載された甲の新株予約権1個を割当て交付する。但し、乙の第15回新株予約権に代わる甲の第9回新株予約権の交付については、乙の第15回新株予約権を発行する前提となる議案が乙の株主総会で可決されること、当該決議に基づき同新株予約権の発行が乙の取締役会で決議されることを条件とし、これらの決議に基づき発行された同新株予約権を対象とする。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
第 6 回新株予約権 （内容は別紙 1－1 に記載）	第 1 回新株予約権 （内容は別紙 2－1 に記載）
第 7 回新株予約権 （内容は別紙 1－2 に記載）	第 2 回新株予約権 （内容は別紙 2－2 に記載）
第 8 回新株予約権 （内容は別紙 1－3 に記載）	第 3 回新株予約権 （内容は別紙 2－3 に記載）
第 10 回新株予約権 （内容は別紙 1－4 に記載）	第 4 回新株予約権 （内容は別紙 2－4 に記載）
第 11 回新株予約権 （内容は別紙 1－5 に記載）	第 5 回新株予約権 （内容は別紙 2－5 に記載）
第 12 回新株予約権 （内容は別紙 1－6 に記載）	第 6 回新株予約権 （内容は別紙 2－6 に記載）
第 13 回新株予約権 （内容は別紙 1－7 に記載）	第 7 回新株予約権 （内容は別紙 2－7 に記載）
第 14 回新株予約権 （内容は別紙 1－8 に記載）	第 8 回新株予約権 （内容は別紙 2－8 に記載）
第 15 回新株予約権（予定） （内容は別紙 1－9 に記載）	第 9 回新株予約権（予定） （内容は別紙 2－9 に記載）

第8条（本契約の効力）

本契約は、(i) 甲において、効力発生日の前日までに第6条第1項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、(ii) 乙において、効力発生日の前日までに、第6条第2項の株主総会決議を得られなかったとき (iii) 甲の株式上場申請、その他事業継続上必要な官公庁の許可を得られなかったとき、又は (iv) 前条に従い、本株式交換が中止された場合、もしくは本契約が解除された場合には、効力を失う。

以上

第2条（別紙の変更）

本契約第3条の2に係る別紙につき、以下を追加する。

別紙1－7、別紙1－8、別紙1－9

別紙2－7、別紙2－8、別紙2－9

本覚書締結の証として原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がその原本を、甲がその写しをそれぞれ保有する。

2020年11月17日

甲：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ

代表取締役社長 長谷川 敦弥 ⑨

乙：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

株式会社LITALICO

代表取締役社長 長谷川 敦弥 ⑨

本株式交換契約書乃至株式交換契約書変更覚書の別紙1（承継される当社新株予約権の詳細）及び別紙2（承継に伴い新たに発行されるメディア&ソリューションズの新株予約権の詳細）の内容は、法令及び定款の定めに基づき、当社ウェブサイト（<https://litalico.co.jp/ir/>）上に掲載しております。

なお、当社第15回新株予約権は、本臨時株主総会第6号議案の承認可決を前提に発行される、株式報酬型ストックオプション（税制非適格）を想定しており、本株式交換における承継対象新株予約権としてのご承認をいただきたく存じます。

3. 本株式交換対価の相当性に関する事項

（1）本株式交換に係る割当ての内容

①本株式交換に係る割当ての内容

	株式交換完全子会社 当社	株式交換完全親会社 メディア&ソリューションズ
株式交換割当比率	1	1
株式交換完全親会社が 取得する株式及びその数	17,649,871株（予定）	—
本株式交換により交付す る新株式数	—	17,649,871株（予定）

（注）1. 本株式交換における株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、メディア&ソリューションズ普通株式1株を割当交付いたします。

2. 当社が保有することになる、親会社株式の消却

当社が保有しておりますメディア&ソリューションズ株式200株につきましては、本株式交換の効力発生後、遅滞なくメディア&ソリューションズが自己株式として取得し、消却することを予定しております。

3. 本株式交換により交付する株式数等

本株式交換により、メディア&ソリューションズが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主に対して、メディア&ソリューションズ普通株式17,649,871株を新株発行の上割当て交付する予定です。なお、当社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係るメディア&ソリューションズの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るメディア&ソリューションズの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、当社が基準時において消却する自己株式の数が、2020年9月30日現在の当社自己株式数（229株）と同数であることを前提として算出しておりますが、当社による自己株式の取得等により今後修正される可能性があります。

ます。

4. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、メディア&ソリューションズの単元未満株式（メディア&ソリューションズは、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、メディア&ソリューションズ普通株式の単元株式数は、当社と同じ100株とする予定です。）を保有することとなる当社の株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、メディア&ソリューションズに対し、その保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

②割当ての内容の根拠等

（i）割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換は、企業集団の完全親法人たる当社の株主に対し、その企業集団の構成を変えずことなく、同一の企業集団に属し当社の完全子会社であるメディア&ソリューションズの株式を交付し、同社を完全親法人とする組織再編行為であるため、実質的には同一の企業集団の完全親法人の株主たる地位に変動を生じさせるところがないことから、株式交換後のメディア&ソリューションズ株式の価値は、株式交換直前における当社の株式価値と完全に連動すると認識しております。

また、上記記載のとおり、メディア&ソリューションズの発行済株式数は、メディア&ソリューションズが保有することになる当社株式数（17,649,871株）と同数の17,649,871株となる予定であり、上記のような前提条件を基礎に、メディア&ソリューションズの1株当たり株式価値は当社株式1株当たりの株式価値と等しく評価されると認識しております。

（ii）比率算定に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結にあたり、当社の一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関して検討を行いました。その結果、上記のとおり、本株式交換は企業集団の完全親法人たる当社の株主に対し、その企業集団の構成を変えずことなく、同一の企業集団に属する当社完全子会社であるメディア&ソリューションズを企業集団の完全親法人とするものであり、実質的に同一の企業集団の完全親法人の株主たる地位に変動が生じるところがなく、株式交換後のメディア&ソリューションズ株式の価値は、株式交換直前における当社の株式価値と完全に連動するものと考えられ、1対1の交換比率によれば少数株主の株主権を保護できることに加え、既存株主の資本関係を希釈化させることもないことから、2020年9月8日、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を当社取締役会で決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。なお、当社が保有するメディア&ソリューションズ株式200株につき、本株式交換の効力発生後遅滞なく、メディア&ソリューションズが自己株式として取得し、消却することを予定しております。

(2) 本株式交換の対価として株式交換完全親会社の株式を選択した理由

当社及びメディア&ソリューションズは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるメディア&ソリューションズの普通株式を選択いたしました。当社はかかる対価につき、①メディア&ソリューションズは、本株式交換により、2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、本株式交換の効力発生日以後はメディア&ソリューションズの普通株式について、流動性・換価性が維持されること、及び②当社の株主がメディア&ソリューションズの普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社の株主は、本株式交換による再編後においても、上記「1. 株式交換の理由」に記載された本株式交換の目的を達成することにより、当社及び連結グループの価値向上に伴う利益を享受することが可能であると考えていることから、当社グループの親法人となるメディア&ソリューションズの普通株式を本株式交換の対価とすることが適切と判断いたしました。

(3) メディア&ソリューションズの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際してメディア&ソリューションズが増加すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、以下のとおりです。

資本金	365,000,000円
資本準備金	会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額から資本金額を控除した額
利益準備金	0円

上記の資本金、資本準備金及び利益準備金の増加額は、メディア&ソリューションズの機動的な資本政策を図る観点から、相当であるものと考えております。

(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式交換は、企業集団の完全親法人たる当社の株主に対し、企業集団の構成を変えずことなく、同一の企業集団に属し当社の完全子会社であるメディア&ソリューションズを企業集団の完全親法人とする株式交換であるため、株主につき実質的に同一の企業集団の完全親法人の株主たる地位に変動が生じることがなく、株式交換後の当社株式の価値は、株式交換直前におけるLITALICOの株式価値と完全に連動するものであり、かつ、株主の保有株式数の変動が生じることなく等しく交換が行われるため、本株式交換比率の公正性・妥当性が担保されているとして、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、2020年9月8日開催の取締役会で決議いたしました。なお、本株式交換比率が株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は株式交換後のメディア&ソリューションズ株式の価値が、株式交換直前における当社の株式価値と完全に連動すると考えられる本株式交換の特性上取得しておりません。

また、本株式交換は、完全親子関係にある当事会社間での再編行為の一環であり、相互に利益相反が発生する性質の行為ではございません。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) メディア&ソリューションズの定款の定め

メディア&ソリューションズの定款の定めの内容は、法令及び定款の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://litalico.co.jp/ir/>) 上に掲載のとおりです。

なお、メディア&ソリューションズは、2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該上場に向け、その定款を変更する予定です。当該変更後の定款につきましては、当社定款内容を踏襲する見込みです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

①交換対価を取引する市場

メディア&ソリューションズの普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定です。

②交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

上記①のとおり、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該上場後は、金融商品取引業者（証券会社）を通じてお取引いただけます。

③交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

現在、メディア&ソリューションズの定款上、同社の普通株式を譲渡により取得するには、同社の承認を受けなければならないものとされておりますが、メディア&ソリューションズの普通株式は、2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、これに伴い、メディア&ソリューションズは、その定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。よって、本株式交換の効力発生日以後においては、交換対価につき、譲渡その他の処分に対する制限はございません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

メディア&ソリューションズの普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であり、該当する市場価格はありません。なお、メディア&ソリューションズの普通株式は、2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該日以降は市場価格が付される予定です。上記上場後は、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報やチャート表示等により、交換対価の市場価格及びその推移が示されることとなります。（<https://www.jpx.co.jp>）

(4) メディア&ソリューションズの設立時の貸借対照表

メディア&ソリューションズは2020年4月1日に設立された法人であるため、現時点において決算期が到来しておりません。

設立時貸借対照表の内容は、法令及び定款の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://litalico.co.jp/ir/>) 上に掲載しております。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社が発行する以下の新株予約権については、当社の取締役及び従業員にストックオプションとして付与されたものであること、新株予約権を付与された取締役及び従業員は本株式交換の効力発生後もメディア&ソリューションズを完全親会社とする当社グループにおいて従来どおり職務に従事すること、ならびに上記3のとおり本株式交換後のメディア&ソリューションズ株式の価値は株式交換直前における当社の株式価値と完全に連動するものと考えられ、したがって交換比率を1:1としたことを踏まえ、当該新株予約権1個に対して、実質的に同一の条件となるメディア&ソリューションズの新株予約権1個を割当て交付することとしたものであり、その内容は相当と判断しております。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

第 6 回新株予約権	2015年 3 月27日	株主総会決議
第 7 回新株予約権	2015年 9 月30日	株主総会決議
第 8 回新株予約権	2016年 7 月15日	取締役会決議
第10回新株予約権	2018年 6 月15日	取締役会決議
第11回新株予約権	2020年 2 月13日	取締役会決議
第12回新株予約権	2020年 6 月11日	取締役会決議
第13回新株予約権	2020年10月15日	取締役会決議
第14回新株予約権	2020年10月19日	取締役会決議
第15回新株予約権	2020年12月15日（予定）	取締役会決議（予定）（注）

（注）

当社第15回新株予約権は、本臨時株主総会において第6号議案が承認されることを条件に、当社取締役会決議に基づき発行される、株式報酬型ストックオプション（税制非適格）を想定しております。予定どおり発行された場合には、本株式交換における承継対象新株予約権といたしたく存じます。

本株式交換における承継対象新株予約権たる当社の新株予約権の概要は以下のとおりです。

（1）新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権1個当たりの目的となる株式数は以下のとおりです。

第 6 回新株予約権	1 個当たり	12,000株	（注1）（注2）
第 7 回新株予約権	1 個当たり	12,000株	（注1）（注2）
第 8 回新株予約権	1 個当たり	200株	（注2）
第10回新株予約権	1 個当たり	100株	
第11回新株予約権	1 個当たり	100株	
第12回新株予約権	1 個当たり	100株	
第13回新株予約権	1 個当たり	100株	
第14回新株予約権	1 個当たり	100株	
第15回新株予約権	1 個当たり	100株	（予定）

(注1)

2015年12月14日開催の取締役会決議により、2015年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。

(注2)

2016年8月15日開催の取締役会決議により、2016年9月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(2) 新株予約権行使時の払込金額

各新株予約権行使時に払込をすべき金額はそれぞれ1株当たり以下の金額とします。

第6回新株予約権	250円
第7回新株予約権	291円
第8回新株予約権	1,387円
第10回新株予約権	2,015円
第11回新株予約権	2,716円
第12回新株予約権	2,632円
第13回新株予約権	3,070円
第14回新株予約権	3,070円
第15回新株予約権	1円 (予定)

(3) 各新株予約権に対応する行使期間

第6回新株予約権	自	2021年3月31日 (予定)	至	2023年3月31日
第7回新株予約権	自	2021年3月31日 (予定)	至	2024年9月30日
第8回新株予約権	自	2021年3月31日 (予定)	至	2024年7月31日
第10回新株予約権	自	2021年3月31日 (予定)	至	2026年6月30日
第11回新株予約権	自	2022年3月1日	至	2028年2月29日
第12回新株予約権	自	2022年6月27日	至	2028年6月26日
第13回新株予約権	自	2022年10月16日	至	2030年10月15日
第14回新株予約権	自	2022年10月20日	至	2030年10月19日
第15回新株予約権	自	2022年12月16日 (予定)	至	2070年12月15日 (予定)

(4) 残存する新株予約権の個数

有価証券報告書(2020年6月30日提出)及び四半期報告書(2020年11月12日提出)をご参照ください。

6. 計算書類等に関する事項

(1) メディア&ソリューションズの設立時貸借対照表の内容

メディア&ソリューションズの設立時貸借対照表の内容は、法令及び定款の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://litalico.co.jp/ir>) 上に掲載いたします。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
該当事項はございません。

(3) メディア&ソリューションズ設立後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
該当事項はございません。

7. 今後の見通し

(1) 業績見通しに関する事項

当社グループは、本株式交換の実施に伴い、2021年4月より、メディア&ソリューションズとして連結決算をすることになり、当社の売上高、営業利益等の全ての業績がメディア&ソリューションズの連結業績に反映されることとなりますが、本株式交換は100%親子会社間における再編行為でありその連結業績見込みや事業内容等は、現在の当社の見通しと同様であります。

(2) 取締役等の体制に関する事項

当社は、本株式交換の実施に伴い、メディア&ソリューションズの完全子会社となりますが、メディア&ソリューションズの実行役等の体制につきましては、当社の体制と同一となるようメディア&ソリューションズの株主総会で決議する予定でございます。一方当社は、取締役会及び監査等委員会を廃止し、取締役1名のみを設置する予定です。

また、メディア&ソリューションズの実行役報酬に関する事項も、本臨時株主総会第4号議案乃至第6号議案におけるご承認状況を踏まえ、当該水準に従い、メディア&ソリューションズの株主総会で決定させていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループにおける一層の事業多様化に対応するため、目的に関する事項の変更を行うものであります。

また、第1号議案にてお諮りしております株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により、当社は2021年4月1日より株式会社LITALICOメディア&ソリューションズの完全子会社となることから、2021年6月開催予定の当社第16期定時株主総会において権利行使する株主を同社とするため、現行定款第11条の基準日の規定を廃止するものであります。当社株主の皆様におかれましては、2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部に上場する株式会社LITALICOメディア&ソリューションズの株主として、2021年6月開催予定の同社定時株主総会にご出席いただけますよう、別途手続を行う予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更のうち、現行定款第2条は、本臨時株主総会終結の時に効力が発生するものとし、現行定款第11条以下は、本臨時株主総会第1号議案が原案どおり承認されること、当該承認に係る株式交換につき2021年3月31日の前日までに株式交換契約の効力が失われていないこと、及び株式交換が中止されていないことを条件として、2021年3月31日にその効力を生じるものとします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (条文省略) 1.～30. (条文省略) (新設) (新設) 31. 前各号に付帯関連する一切の事業 (基準日) 第11条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。 第12条～第36条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1.～30. (現行どおり) 31. <u>ファクタリング事業</u> 32. <u>労働者派遣事業</u> 33. 前各号に付帯関連する一切の事業 (削除) 第11条～第35条 (現行どおり)

第3号議案 資本金の額の減少の件

当社は、第1号議案が承認可決された場合に、2021年4月1日付で、株式会社LITALICOメディア&ソリューションズの完全子会社となります。そのため、機動的かつ柔軟な資本政策を実現することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第1号議案の承認可決を条件として、生ずるものといたします。

1. 減少する資本金の額

資本金379,783,295円のうち369,783,295円を減少して10,000,000円といたします。

ただし、以下の場合には、減少後の資本金の額は変動する可能性があります。

①当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合

②資本金の額の減少の効力発生日までに、譲渡制限付株式報酬としての新株式が発行された場合（第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを条件としております。）

2. 資本金の額の減少の方法

資本金の減少額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年3月31日を予定しております。

当社及びメディア&ソリューションズの新たな取締役報酬制度の概要

第4号乃至第6号議案が原案どおり承認可決された場合の当社取締役報酬制度の全体像は以下のとおりとなる見込みです。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
以下の2つの種類の報酬により構成されます。

- (1) 金銭報酬（定額支給） 第4号議案関連
 - (2) 株式報酬（譲渡制限付株式及びストックオプション） 第5号及び第6号議案関連
- ※ 第4号議案は、上記の「固定報酬」の限度額を変更することについて、ご承認をお願いします。
- ※ 第5号議案は、上記の「株式報酬（譲渡制限付株式）」の新規導入について、ご承認をお願いします。
- ※ 第6号議案は、上記の「ストックオプション報酬」を導入することについて、ご承認をお願いします。
- ※ 個人別報酬額は、取締役会決議に基づき、報酬の種類ごとに、個々人が担う役割に応じて決定いたします。

2. 監査等委員である取締役
金銭報酬（定額支給）とします。

3. 報酬議案に対する監査等委員会の意見
第4号乃至第6号議案に係る、監査等委員でない取締役の報酬等については、代表取締役と専務取締役、監査等委員3名全員が出席して、取締役の報酬体系の考え方や方針・具体的な報酬額の算定方法等を検討し、意見を述べ合いました。その後、監査等委員会において、公正かつ適切な手続を経ているか等の観点から協議いたしました。この結果、監査等委員会としては、2020年12月15日臨時株主総会第4号乃至第6号議案の監査等委員でない取締役の報酬等について、手続きは適正であり内容は妥当であると判断しております。

なお、第1号議案が承認可決され、株式交換の効力が生じることを条件として、メディア&ソリューションズの取締役報酬体系についても、上記と同一に整備を行うことを予定しております。一方で、当社は取締役会及び監査等委員会を廃止し、取締役1名のみを設置する予定です。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額変更の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2017年6月20日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、今後の経営環境の変化及び執行体制の変化を勘案し、当社の取締役が、当社のビジョンや戦略の実現に向け意欲高く取り組み、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に資するための実効的な報酬制度とする目的から、第5号議案及び第6号議案と併せて報酬内容を変更し、取締役の報酬上限を年額500百万円以内とさせていただきたいと存じます。

現在、当社の取締役は2名であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

今回、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案による報酬枠及び第6号議案によるストックオプション報酬とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき当社の取締役（譲渡制限付株式の付与を受ける取締役を以下では「付与対象取締役」といいます。）に対して、第4号議案の金銭報酬枠とは別枠の、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とします。また、各付与対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとします。

現在、当社の取締役は2名であります。また、付与対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける付与対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、都度取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と付与対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する見込みです。

(1) 譲渡制限期間

付与対象取締役は、3か月間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時または退職時の取扱い

付与対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社（以下、当社及び当社子会社を「当社グループ」と総称する。）の取締役または使用人（付与対象取締役が当社グループ以外の会社、法人その他の団体に出向または転籍した場合には、当該出向または転籍先の取締役、使用人その他の役職員を含む。下記（3）において同じ。）のいずれの地位からも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、当社は、任期満了、死亡又はその他当社取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、付与対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役、使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部または一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める内容

本制度に係るその他の内容については当社の取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じ。）に対する株式報酬として、第4号議案による報酬枠及び第5号議案による譲渡制限付株式報酬とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。現在、当社の取締役は2名であります。

【取締役の報酬等として新株予約権を発行する理由】

第5号議案における譲渡制限付株式報酬制度の導入に加えて、更なる株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高め、株価変動のメリットやリスクについて株主の皆様と共有するために、項番1．税制適格ストックオプション制度の導入、及び、項番2．株式報酬制度として税制非適格ストックオプション制度を導入するものです。

当社は、上記事情に鑑み、ストックオプションとして新株予約権を発行することは取締役の報酬等として相当なものであると考えております。

【報酬額の具体的な算定方法】

項番1及び項番2につき、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、当社取締役へ割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。具体的な支給時期及び配分につきましては取締役会において決定するものといたします。

新株予約権の公正価値については、割当日における諸条件を基礎に、企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」の記載により、または、ブラック・ショールズモデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した基準により算出される新株予約権1個あたりの公正価値であります。

1. 報酬等としての新株予約権（税制適格新株予約権）の内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度1,500個を発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\
 & & & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\
 & & & & \text{既発行} & + & & \\
 & & & & \text{株式数} & & & \\
 \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & & \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & & \\
 & & & & & \text{1株当たり時価} & & \\
 & & & & & \hline
 & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数}
 \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日後2年を経過した日から、当該決議日後10年を経過する日までの範囲で、当社取締役会で定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

取締役会において決定するものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の公正価値算定

新株予約権の公正価値については、割当日における諸条件を基礎に、企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」の記載により、または、ブラック・ショールズモデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した基準により算出されるものとする。

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとする。

2. 報酬等としての新株予約権（税制非適格新株予約権）の内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度1,500個を発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から50年以内の範囲で、当社取締役会で定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

当社取締役会において決定するものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8)新株予約権の公正価値算定

新株予約権の公正価値については、割当日における諸条件を基礎に、企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」の記載により、または、ブラック・ショールズモデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した基準により算出されるものとする。

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本臨時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の宗司ゆかり氏、平野正雄氏及び井上雅彦氏の3名は辞任されます。

宗司ゆかり氏、平野正雄氏及び井上雅彦氏の3名は、第14期定時株主総会において監査等委員である取締役に選任されて以来、誠実に職務を遂行して参りました。しかし、今般の組織再編に伴い、代表取締役からの要請により監査等委員である取締役による協議を重ねた結果、円滑な新体制への移行のために任期である2021年6月の定時株主総会を待たずに、監査等委員である取締役3名は辞任することに至りました。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	※ はん ごう じゅん 本 郷 純 (1978年5月25日)	2006年8月 当社入社 2007年9月 当社取締役 2010年6月 当社執行役員 2014年4月 当社取締役 2014年10月 当社執行役員 管理本部採用部長 2017年3月 当社社長室室長 2019年3月 当社経営企画本部人材開発部副部長（現任） 2019年5月 当社経営企画本部キャリア開発室長	119,000株
2	※ きたむら やすお 北 村 康 央 (1965年3月8日)	1988年4月 株式会社日本興業銀行入社 1996年4月 弁護士登録 2001年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2007年10月 北村・平賀法律事務所パートナー（現任） 2015年3月 東亜合成株式会社 社外監査役 2016年3月 同社社外取締役（監査等委員） 2018年12月 AIメカテック株式会社 社外監査役（現任） 2019年3月 東亜合成株式会社 社外取締役（現任） 2019年6月 株式会社ジーテクト 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 北村・平賀法律事務所 パートナー 東亜合成株式会社 社外取締役 AIメカテック株式会社 社外監査役 株式会社ジーテクト 社外監査役	－

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	※ 彌 野 泰 弘 (1977年1月5日)	2003年5月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャ パン株式会社 入社 2012年1月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2013年4月 同社 執行役員 2015年4月 株式会社Bloom&Co. 代表取締役(現任) 2017年1月 rooftop株式会社 代表取締役(現任) 2018年1月 FACTORY株式会社 代表取締役(現任) 2018年10月 laboratory株式会社 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Bloom&Co. 代表取締役 rooftop株式会社 代表取締役 FACTORY株式会社 代表取締役 laboratory株式会社 代表取締役	—

- ※印は新任の取締役候補者であります。
- 各候補者と当社及び当社連結グループとはそれぞれ特別の利害関係はありません。
- 北村康史氏と彌野泰弘氏は、社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して両氏を独立役員として届け出る予定であります。
- (1) 本郷純氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社入社以来長年にわたり、当社の人事採用部門の統括に係る業務に従事し、当社及び当社連結グループの経営、事業、組織に対する深い理解・経験を有するものであることから、当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。
- (2) 北村康史氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士及び他社での社外監査役・社外取締役として幅広い見識、豊富な経験を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監督・監査を行える人材であると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
- (3) 彌野泰弘氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、企業経営者、経営コンサルタントとして高い見識、豊富な経験を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監督・監査を行える人材であると判断し、社外取締役候補者いたしました。
- 当社は、各候補者の選任が承認された場合、各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
- 独立性に関する補足情報は以下のとおりです。
 - (1) 北村康史氏が業務執行者を務める北村・平賀法律事務所と、当社との取引実績は、前事業年度までに取引実績はなく、当事業年度における取引は、直近事業年度実績へ換算した場合の当社連結決算における収益の1%未満であり、同事務所の売上高の1%未満となります。
 - (2) 彌野泰弘氏が代表取締役を務める株式会社Bloom&Co.と、当社との取引実績は、当社連結決算における収益の1%未満であり、同社の売上高の1%未満となります。
- 上記取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年9月30日現在のものであります。

第8号議案 退任取締役（監査等委員）に対する退職慰労金贈呈の件

本臨時株主総会終結の時をもって任期途中で監査等委員である取締役を辞任により退任されます宗司ゆかり氏、平野正雄氏及び井上雅彦氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を贈呈することといたします。

金額は3名合計1,216万円とし、支給時期は本臨時総会終結後1月以内とします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

退任取締役（監査等委員）の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
宗司 ゆかり	2013年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社取締役（監査等委員） （現任）
平野 正雄	2017年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）
井上 雅彦	2017年7月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）

以上

株主総会会場ご案内図

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒G Tタワー20階
※株主様受付である16階へお越しください

電話 (03) - 5704 - 7355



交通：交通：東京メトロ日比谷線・東急東横線
「中目黒駅」東口より徒歩1分

○駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいませよう
お願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。